

## College of Design 設置検討委員会の設置について

令和5年11月30日

総 長 裁 定

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京大学に、教育研究上の基本組織として College of Design を設置することについて全学的な対話を行いながら、その組織及び教育課程等の具体的な設計並びにそれらの効果的な実現に向けた検討を推進するため、College of Design 設置検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、College of Design に関する企画調整その他 College of Design の設置に関し必要な事項の検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総長が指名する理事又は副学長
- (2) その他総長が指名する本学の教職員

(タスクフォース等)

第4条 委員会に、任務に関する特定の事項を検討するため、College of Design 構想準備タスクフォース及び College of Design 構想部会を置くほか、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

- 2 College of Design 構想準備タスクフォース及び College of Design 構想部会の任務、組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第5条 委員会の事務は、関係各課の協力を得て、本部経営戦略課が行う。

(補則)

第6条 この裁定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。